

## 育児支援ヘルパー事業のご案内

青梅市では、産前・産後の母親の心身が不安定な時期であって、他に支援する者がなく、母親の体調の不良、育児ストレス等で家事および育児が困難な妊産婦に対し、家事の援助を行う育児支援ヘルパー事業を実施しています。

### 対 象

支援の対象となる方は、産前（出産予定日まで）1ヶ月から産後6ヶ月（6ヶ月の誕生日まで）の間に、他に支援する者がなく、母親の体調の不良、育児ストレス等で家事および育児が困難な妊産婦の方です。

### 支援の内容

- (1) 食事の支度等
- (2) 食材、生活必需品等の買い物
- (3) 衣類の洗濯
- (4) 掃除
- (5) もく浴の補助
- (6) 育児の助言および相談
- (7) 健診等の付添い

### 育児支援ヘルパーの派遣内容

育児支援ヘルパーの派遣は、原則として次の各号に掲げる基準で実施します。

- (1) 派遣時間 午前9時から午後5時までとします。
- (2) 派遣回数 1日1回（2時間以内）とし、一度の出産につき2回まで無料で派遣します。
- (3) 派遣範囲 派遣の範囲は、青梅市内とし、かつ、妊産婦が在宅するときに限りま

### 申請手続き

育児支援ヘルパーの派遣を希望される方は下記に従って手続きをしてください。

- (1) 申請書に必要事項をご記入の上、育児支援ヘルパーの派遣をお申し込みください。  
申請書は青梅市子育て応援課にございます。（市ホームページからもダウンロード可能です。）
- (2) 市で審査を行った後、承認通知が郵送されます。
- (3) 派遣が承認されましたら、派遣事業者と詳細については打ち合わせをしてくださ

い。

(4) 簡単なアンケートを持参しますのでご協力をお願いします。

#### 注意事項

育児支援ヘルパーの派遣依頼については、下記の点にご留意ください。

(1) 無料での派遣は1回の出産につき1日2時間を上限として2回までです。

(それ以上の派遣につきましては、市の事業外となります。ご希望の方は有料となりますが、直接事業者とご契約ください。)

(2) ヘルパーの派遣時間は午前9時から午後5時までの時間帯となります。

(3) できるだけ派遣申請時に派遣希望日および希望時間をご記入ください、ただし急な体調不良時のためなど事前に申請いただいても結構です。

(4) ヘルパーの派遣は、妊産婦の在宅が必要となりますのでご了承ください。

(5) ヘルパーの派遣は原則として、在宅での家事・育児の援助です。買い物や簡単な用足しは援助可能ですが、子どもの送迎等は援助範囲外となります。

(6) 申し込み後のキャンセルは、前日午後5時までに行ってください。

当日の急なキャンセルは、1回分の使用と判断されることがありますのでご注意ください。

(7) その他、子育てなどで困っていることや相談などありましたら、青梅市こども家庭センターにご相談ください。

#### 申し込み・問い合わせ先

青梅市東青梅1-11-1 市役所1階

こども家庭部子育て応援課子育て推進係

電話 0428-22-1111 内線2142

#### ヘルパー派遣事業者

特定非営利活動法人青梅ファミリーサポートはあと

電話 090-4621-5220